

第 4 章 ごみ減量・リサイクルの推進

1 啓発と実践活動の推進

(1) 「熊本市一般廃棄物処理基本計画」の策定[令和4年(2022年)3月策定]

本市では、平成21年(2009年)10月から家庭ごみ収集の有料化を開始したこと、また、平成22年(2010年)10月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始したことにより、平成22年度(2010年度)からごみ排出量が大きく減少した。その後も、ごみ減量化やリサイクルの取組によって「市民1人1日あたりのごみ排出量」は減少傾向が続いていたが、近年は横ばいの状況となっている。

このような中、令和3年度(2021年度)で前計画が終了することに伴い、令和4年(2022年)3月に、「熊本市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、めざす姿として「みんなでつくり、未来へつなぐ、循環型都市」を掲げ、3つの基本方針のもと、SDGsの理念を踏まえて施策を実施することとした(基本方針、成果指標については2～3ページを参照。)。

特に、近年の新たな課題である「プラスチックごみ対策」や「食品ロス対策」を盛り込み、具体的には、プラスチックごみ対策としてワンウェイ(使い捨て)プラスチック削減やバイオプラスチックの利用促進などに、食品ロス対策としてはフードドライブの推進などに取り組む。

策定にあたっては、学識経験者や市民、事業者等で構成する市長の附属機関である「熊本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会」を設置し、前計画の検証や取組について、様々な視点からご意見を伺った。

(2) 家庭ごみ有料化導入

平成18年(2006年)市議会第1回定例会において有料化条例案が否決された後、ごみ減量の広報啓発を強化したが、「熊本市ごみ減量・リサイクル推進基本計画」(計画期間：平成16年度(2004年度)から平成22年度(2010年度)まで)に定めた1人1日当たり家庭ごみ収集量の目標値達成が厳しい状況にあったことから、平成20年(2008年)から有料化について再度検討を始めることとなった。

拠点説明会やパブリックコメントを経て「家庭ごみ有料化(案)」を作成し、平成20年(2008年)市議会第4回定例会にて可決され、平成21年(2009年)10月から施行した。

可決から条例施行までの間に、自治会を対象とした地域説明会や拠点説明会を実施するとともに、ごみステーション啓発活動を実施し、また有料化導入前後2週間は、他部局の市職員も含めた全庁体制のもと、地域住民とともに協力し啓発活動を行った。

指定ごみ袋の種類・サイズと1枚当たりの価格

	特小(5ℓ)	小(15ℓ)	中(30ℓ)	大(45ℓ)
燃やすごみ	4円	12円	23円	35円
埋立ごみ	—	12円	23円	35円

(3) プラスチック製容器包装の分別収集

本市では焼却により発生する二酸化炭素の削減、天然資源の保全、リサイクル率の向上を目的とし、平成22年(2010年)10月からそれまで焼却処理していたプラスチック製容器包装の分別収集を開始した。分別収集開始にあたっては、自治会等を対象とした地域説明会[平成22年(2010年)3月から606回実施]、公民館等に出向いての拠点説明会[平成22年(2010年)9月に16か所]を実施し、また市政だよりや市ホームページ、新聞各紙、地方広報紙等による広報により、分別品目や排出方法などの周知を図った。さらに9月最終

週から 10 月第一週の間には他部局の市職員も動員し自治会と協働して、早朝にごみステーションでの啓発活動を行った。

(4) 蛍光管等「特定品目」の分別収集

平成 25 年（2013 年）10 月、水銀の人為的な排出の削減や地球規模の水銀汚染を防止することを目的とした「水銀に関する水俣条約外交会議」が熊本市及び水俣市で開催され、熊本県と熊本市は率先して「水銀フリー（使用削減・適正処理）」社会の実現を目指していくこととした。この中で、熊本市では水銀含有廃棄物のさらなる適正処理に加え、爆発や火災の危険性がある廃棄物の分別収集を見直すことにし、家庭から出される蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計、ガス缶・スプレー缶、ライター、乾電池の 5 品目を「特定品目」として、平成 26 年（2014 年）10 月から分別収集を開始し、令和 2 年（2020 年）7 月から、ボタン型電池及び充電電池の収集を追加した。さらに、令和 3 年（2021 年）4 月から電池類が取り外せない小型家電製品も収集品目に追加した。

また、「特定品目」の周知については、全戸に配布する市政だよりへの掲載を始め、テレビやラジオ、新聞広告等の広報媒体を最大限に活用するとともに、各世帯へのリーフレット配布、あるいは拠点説明会[平成 26 年（2014 年）9 月に 12 か所]を開催し、分別品目や排出方法などの浸透を図った。

(5) 市民のごみ減量・リサイクル活動の支援

市民の日常生活におけるリサイクル活動を推進するために、助成制度などにより地域の美化やごみの減量、リサイクル活動を支援している。

① 市民リサイクル活動への助成

制度開始から平成 18 年（2006 年）までは 100 t 単位で総回収量が増加していたものの、回収量の伸びが鈍化したことから平成 21 年（2009 年）に助成金額を上げるとともに実施回数助成を開始、平成 23 年（2011 年）には紙パック・金属類を助成対象品目に追加し、総回収量の増加を図った。

【目 的】 子ども会などが実施する再生資源の市民リサイクル活動を活性化し、資源の有効利用を推進するとともに市民リサイクル活動を通して地域コミュニティの形成を促す。

【事業開始】 平成 4 年（1992 年）9 月（再生資源集団回収）。令和 3 年（2021 年）7 月に「再生資源集団回収」から「市民リサイクル活動」に名称を変更。

【事業の内容】 実施団体に対し回収量に応じた助成金を交付。
平成 21 年（2009 年）7 月からは、市民リサイクル活動の実施回数に対する助成を開始。また、令和 3 年度（2021 年度）から、回収量の多い団体等への表彰を開始。

【助成対象団体】 熊本市内の町内自治会、PTA、子ども会など市内の住民で構成され、営利を目的としない団体。

【助成対象物】 古紙類（新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック）、びん類（一升びん、ビールびんなどの再使用可能なびん）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、金属類（市で収集する資源物及び特定品目のうちガス缶・スプレー缶に限る）、布類（古着）。※金属類については平成 23 年（2011 年）7 月から対象に追加

【助 成 額】 平成 9 年度（1997 年）まで、1 kg に対し 3 円。
平成 10 年度（1998 年）から、古紙類 1 kg に対し 6 円、古紙類以外の品目は 1 kg に対し 4 円。
平成 21 年（2009 年）7 月から、助成対象品目 1 kg に対し 6 円。

実施回数が3回以上の団体については、算式（（実施回数－2回）×
2,000円）により交付。（限度額：年額24,000円）

令和3年（2021年）7月から、助成対象品目1kgに対し7円。

また、実施回数に対する助成額を実施月数×1,000円に変更。

【交付時期】 令和4年度まで

実績報告に基づき、上半期（1～6月）と下半期（7～12月）に分けて
年2回交付。（実施回数に対する助成額については下半期に併せて交付）

令和5年度から

実績報告に基づき、1月から12月までに活動した分を年1回まとめて交
付。

市民リサイクル活動実績の推移

区 分	R1		R2		R3		R4		R5
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	全期
登録団体数	834	831	831	831	818	818	812	812	771
実施団体数	644	688	511	524	445	508	452	499	536
回収量(t)	2,666	2,770	1,951	2,047	1,700	1,914	1,598	1,697	2,981
年間回収量(t)	5,436		3,998		3,614		3,295		2,981
古紙類(t)	2,442	2,529	1,789	1,866	1,569	1,743	1,469	1,535	2,712
缶類(t)	110	130	92	114	86	106	82	98	171
びん類(t)	43	42	25	26	18	24	20	25	31
金属類(t)	16	18	11	15	7	13	8	15	25
布類(t)	55	52	34	27	20	29	19	24	42
助成総額（千円）	15,964	22,482	11,680	17,313	10,179	16,970	12,620	13,416	23,937
平均回収量 (t/実施団体)	4.1	4.0	3.8	3.9	3.8	3.8	3.5	3.4	5.6
平均助成額 (円/実施団体)	24,788	32,678	22,858	33,040	22,873	33,405	27,920	26,886	44,659

令和5年（2023年）市民リサイクル活動団体別回収状況

		子ども会	町内会	婦人会	老人会	PTA	その他	計
登録団体数		294	175	26	97	60	119	771
実施団体数		163	146	21	83	33	90	536
総回収量（t） ※1		402	1,151	127	617	170	514	2,981
内訳(t)	古紙類 ※1	356	1,054	118	566	144	474	2,712
	缶類 ※1	24	70	8	37	8	24	171
	びん類 ※1	7	8	1	6	7	2	31
	金属類 ※1	5	7	1	4	4	4	25
	布類 ※1	8	12	1	5	6	10	42
助成総額（千円） ※2		3,251	9,073	1,052	4,897	1,315	4,349	23,937
実施月数（回）		442	1,027	160	578	128	757	3,092

※1 小数点以下を四捨五入

※2 百円以下を四捨五入

② リサイクル保管庫設置への補助

- 【目 的】 市民リサイクル活動登録団体が行う回収活動の活性化及びリサイクル意識の高揚を図る。
- 【事業開始】 平成21年（2009年）7月。
- 【事業内容】 市民リサイクル活動によって回収された資源物の保管庫の設置に対して補助金を交付。
- 【交付対象者】 市民リサイクル活動登録団体。
- 【補助金額】 保管庫の設置費用（消費税を含む）の2分の1とし、限度額100,000円
- 【補助金の交付】 対象団体からの申請後、完了報告に基づき交付。

補助金の交付実績

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
補助団体数	4	5	6	5	4
交付金総額（円）	372,100	440,800	396,400	355,700	386,300

③ 生ごみ堆肥化（コンポスト）容器の助成

- 【目 的】 家庭から排出される生ごみの減量・リサイクルを推進する。
- 【事業開始】 平成4年度（1992年）に100名によるモニター制度を実施し、平成5年（1993年）8月から事業開始。
- 【事業の内容】 生ごみ堆肥化容器の購入者に対して助成金を交付。
- 【助成対象者】 生ごみ堆肥化容器を購入する者（法人その他の団体を除く）。
- 【助 成 額】 購入代金の2分の1（1基当たり5千円を上限とする）。1世帯2基まで。
- 【助成対象物】 地上設置型を対象として事業を開始。平成6年度から屋内やベランダ等でも使える発酵促進剤を利用する屋内設置型も対象として追加。
- 【備 考】 堆肥化容器の管理の困難さや堆肥の利用先の問題などもあり、助成件数は横ばい。
- ・平成21年度（2009年度） 一基あたりの助成額の上限を5,000円に引き上げ。
 - ・平成24年度（2012年度） 助成割合を3分の2に引き上げ。
 - ・平成27年度（2015年度） 助成割合を2分の1に引き下げ。

生ごみ堆肥化容器の助成

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
助成件数	48	56	36	33	23
基数	66	73	43	49	30
助成金額（円）	144,800	175,300	124,300	137,200	95,900

④ 家庭用生ごみ処理機の助成

- 【目 的】 家庭から排出される生ごみの減量・リサイクルを推進する。
- 【事業開始】 平成11年度（1999年度）から事業開始。
- 【事業の内容】 家庭用生ごみ処理機の購入者に対して助成金を交付。
- 【助成対象者】 家庭用生ごみ処理機を購入する者（法人その他の団体を除く）。
- 【助 成 額】 購入代金の2分の1（1基当たり3万円を上限とする）。1世帯1基。
- 【助成対象物】 電気式の家庭用生ごみ処理機（乾燥型及びバイオ型）。
- 【備 考】 家庭用生ごみ処理機は、生ごみ堆肥化容器に比べて管理が容易であり、設

置場所も選ばないことから、購入に対する助成の要望が高いため、以下に示すように、助成基数の増加や助成上限額を見直ししながら、生ごみ処理機の普及促進を図っている。

- ・平成 17 年度（2005 年） 年間の助成基数を 525 基へ増加。
- ・平成 21 年度（2009 年） 年間の助成基数を 1,000 基へ増加。助成額の上限を 3 万円に引き上げ。
- ・平成 24 年度（2012 年） 助成割合を 3 分の 2、助成額の上限を 5 万円に引き上げ。
- ・平成 27 年度（2015 年） 助成金割合を 2 分の 1、助成額の上限を 3 万円に引き下げ。

家庭用生ごみ処理機の助成

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
助成件数	124	119	120	112	110
助成金額（円）	3, 207, 700	3, 136, 100	2, 688, 900	2, 574, 000	2, 493, 700

⑤ ごみステーション管理への補助

【目 的】 ごみステーションを管理している町内自治会等に対し、管理に必要な経費を補助することで、地域の良い生活環境の向上を図る。

【事業開始】 平成 21 年（2009 年）4 月。

【事業内容】 ごみステーションの管理に必要な経費について補助金を交付。

【補助対象団体】 町内自治会等。

【補助対象事業】 ごみステーションの美化清掃に関する事業（ごみ袋・ほうき・ちりとり・ネット・シート等の購入）、ごみステーションでの排出指導等に関する事業（排出指導への協力金等）、ごみステーションの管理区域に係るごみカレンダー配布に要する費用（配布協力金等）、ごみステーションの維持管理のために特に必要と認める事業（啓発看板の設置費・啓発チラシの作成費等）など。

【補助額】 以下の世帯数に応じた額か予算支出額のいずれか低い額を上限とする。

世 帯 数	補助金額	世 帯 数	補助金額
200 世帯以下	55 千円以内	1, 001～1, 200 世帯	80 千円以内
201～400 世帯	60 千円以内	1, 201～1, 400 世帯	85 千円以内
401～600 世帯	65 千円以内	1, 401～1, 600 世帯	90 千円以内
601～800 世帯	70 千円以内	1, 601～1, 800 世帯	95 千円以内
801～1, 000 世帯	75 千円以内	1, 801 世帯以上	100 千円以内

【交付時期】 申請に基づき 9 月に概算交付。

【補助実績】 令和 5 年度（2023 年度） 対象団体 850 件 補助額 50, 559, 000 円

【備考】 令和元年度（2019 年度）から植木町地区の燃やすごみの出し方を熊本市のルールに統一したことに伴い、植木地区も補助の対象とした。
令和 4 年度（2022 年度）から、世帯数に応じて算定する補助上限額を一律 10, 000 円増額し、併せてごみカレンダー配布に要する費用も対象事業に加えた。

⑥ ごみステーション施設整備への補助

【目 的】 ごみステーションを管理している町内自治会等に対し、ごみステーション施設整備に必要な経費を補助することで、地域の良好な生活環境の向上を図る。

【事業開始】 令和2年（2020年）4月。

【事業内容】 ごみステーション施設整備に必要な経費について補助金を交付。

【補助対象団体】 町内自治会等。（植木地区を除く）

【補助対象物】 (1) 構造上設置から3年以上使用できる耐久性があるもの
(2) 原則として10世帯以上が利用する施設で、利用世帯のごみが収容できる大きさのもの（ただし、地理的条件や地域の実情その他やむを得ない事情があると特に市長が認める場合はこの限りでない）
(3) 衛生的かつ鳥獣等によるごみの散乱を防止できる構造のもの
(4) ごみステーションに設置されるもので、管理者又は利用者により適切に管理されるもの
(5) 土地等の占用・使用許可又は土地を使用することにつき権原を有する者の承諾を得られた場所に設置されるもの

【補助額】 施設の設置費用（消費税を含む）の2分の1とし、限度額50,000円

【補助実績】 令和5年度（2023年度） 対象団体7件 補助額317,000円

⑦ 北区植木地区ごみ収集所施設整備補助金（植木地区）

【目 的】 地域社会において環境衛生、地域の美化及び清掃思想の普及を図ることが要請される現状に鑑み、ごみ収集所施設整備事業を実施することによって、環境の美化、公衆衛生の推進に努め、地域社会の向上と環境整備を図る。

【事業開始】 平成22年（2010年）4月。

【事業内容】 ごみ収集所施設整備に必要な経費について補助金を交付。

【補助対象団体】 植木地区の町内自治会等。

【補助対象物】 次のいずれにも該当する事業。
(1) 原則として、10世帯以上が利用する施設であること。
(2) 収集計画区域内で、市が指定した収集所であること。
(3) ごみ収集所施設は、衛生的かつ動物や鳥類等によるごみの散乱を防止する構造であること。

【補助額】 当該事業により整備された1つのごみ収集所施設ごとに対し、整備に要した費用の2分の1以内（100円未満切り捨て）。限度額50,000円。

【補助実績】 令和5年度（2023年度） 対象団体 3件 補助額 149,000円

⑧ 北区植木町資源物分別収集運営費助成金（植木地区）

【目 的】 地域社会における資源循環型社会の実現のため、認定団体に対して助成金を交付することにより、資源物の分別収集業務を円滑に実施運営することを目的とする。

【事業開始】 平成22年（2010年）4月。

【事業内容】 資源物収集所において資源物のコンテナ収集を実施する認定団体に対し、分別収集業務の運営を支援するため助成金を交付。

【補助対象団体】 植木地区の町内自治会等の認定団体。

【補助額】 世帯割額（各認定団体に加入する1世帯につき年100円）と資源ごみ排出量割額の合計

【補助実績】 令和5年度（2023年度） 対象団体 133件 補助額 3,999,932円

⑨ 減量美化推進員制度

- 【目 的】 地域でのごみ減量及びリサイクルの推進、並びに環境美化活動に主体的に取り組む指導者・実践者の育成や支援を図る。
- 【制度開始】 平成5年（1993年）12月から、18の町内自治会でモデル事業として試行的に実施。
平成6年（1994年）11月に、全町内自治会に呼びかけて全市的に実施。
- 【制度の概要】 町内自治会等から選任された推進員を市が登録し、腕章や清掃用具等を貸与。
- 【令和5年度末の状況】 減量美化推進員 833人（全体の約91%で、町内自治会等から選任された推進員を市に登録）
減量美化協力員 15,394人

⑩ ごみカレンダーアプリ

- 【目 的】 スマートフォン用アプリケーションにより、従来の紙媒体中心では周知が届きにくい単身者や若年層等の市民に対してごみ・資源物の分別方法や必要な情報の提供を行い、適正なごみの排出とごみの減量につなげる。
- 【事業開始】 平成26年（2014年）10月から平成31年（2019年）3月末まで、旧ごみ減量アプリを稼働。
旧ごみ減量アプリに代わるものとして、ごみ分別アプリを平成30年（2018年）10月から稼働している。（英語版、中国語版、やさしい日本語版は令和2年（2020年）1月から稼働）
令和3年（2021年）12月から、名称をごみカレンダーアプリに変更。
- 【事業の概要】 ごみカレンダー閲覧機能、ごみの分別方法検索機能、収集日のアラート機能、お知らせのプッシュ通知機能などを備えたスマートフォン用アプリケーションを提供する。
令和3年（2021年）3月から、植木地区についても対応している。

ごみカレンダーアプリダウンロード数

区 分	集計期間	ダウンロード数
日本語、英語、中国語 (やさしい日本語版を含む)	平成30年10月～令和6年3月末	156,833

⑪ 食品ロスの削減啓発

(ア) エコレシピの普及啓発

令和元年度（2019年度）までエコレシピチャレンジ講座を実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度（2020年度）から開催を見合わせた。その代替として、エコレシピブックを作成し、ホームページでの公開及び各区役所窓口で配布した。

令和3年度（2021年度）は、エコレシピをはじめ家庭でできる食品ロス削減のための取り組みをまとめた「熊本市食品ロス削減ハンドブック」冊子を作成、配布した。

令和4年度（2022年度）は、エコレシピの実践動画を熊本市公式 YouTube チャンネルにて公開、周知啓発を行った。

(イ) もったいない！食べ残しゼロ運動協力店

全国的な「もったいない！食べ残しゼロ運動」の趣旨に賛同し、食べ残しの削減に取り組んでいる熊本市内の飲食店や宿泊施設等の事業者を、「もったいない！食べ残しゼロ運動協力店」として登録し、市民等へ広く紹介することにより利用者への

意識啓発を図っている。

【登録店舗数】98 店（令和 6 年（2024 年）3 月末時点）

⑫ 市民啓発

（ア）環境工場等の見学者受入状況

ごみ減量・リサイクルの推進やごみ分別の徹底の必要性を P R するため、東部・西部環境工場、扇田環境センターでは、見学者を随時受け入れている。

見学者は、市内外の小学校中学年の社会科見学が大半を占めるが、環境問題に関心の高い市民団体、他市町村や海外からの視察なども含まれている。

平成 28 年度（2016 年度）は、各施設が熊本地震で被災し、施設復旧等のため見学者の受け入れは出来ない施設があった。

なお、旧リサイクル情報プラザも見学者を受け入れていたが、平成 28 年（2016 年）熊本地震により被災したため、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日をもって廃止した。

令和 5 年度（2023 年度）の施設見学者数

	団体数	人数（人）
東部環境工場	28	1211
西部環境工場	32	773
扇田環境センター	15	608
合 計	75	2,592

（イ）小学生向け社会科資料「ごみとリサイクル」

平成 2 年度（1990 年度）から、小学 4 年生が社会科で初めてごみ問題を学習するための教材として、本市のごみ事情をやさしく解説した「ごみとリサイクル」を作成している。

※植木地区は市内と同様に小学 4 年生へ「ごみとわたしたちの暮らし」を作成している。

（ウ）家庭ごみ・資源収集カレンダー

ごみ出しルールの徹底を図るため、ごみの分別方法やごみ収集日などを記載した「家庭ごみ・資源収集カレンダー」を地域ごとに 18 種類作成し、年度初めまでに全世帯に町内自治会などを通じて配布している。なお、平成 19 年度（2007 年度）版より、ルールブックを兼ねた月めくり式のカレンダーに改め、広告の掲載を行った。

（作成部数：カレンダー約 40 万部）

（エ）出前講座等

小・中学校や町内自治会・婦人会などの学習会へ職員を講師として派遣する出前講座など、積極的な市民啓発活動を展開している。

出前講座実績

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
回 数	35	1	14	32	61

（オ）段ボールコンポスト講座

公民館等で無料の講座を開催し、段ボールコンポストの普及・啓発を行うことで家庭から出る生ごみの減量に取り組む。

なお、令和 2 年度（2020 年度）及び令和 3 年度（2021 年度）は新型コロナウイルス

ス感染拡大防止の観点から、開催を見合わせた。

段ボールコンポスト講座実績

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
回 数	8	0	0	6	8
参加者数	178	0	0	96	172

(カ) 外国人居住者向けの対応

外国人居住者にごみ分別ルールを周知するために、英語版、中国語版（簡体字）韓国語版、ベトナム語版のごみ分別ガイドを作成し、自治会や企業等へ配布している。

また、令和2年（2020年）10月から、熊本市公式 YouTube チャンネルにて、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語に対応したごみ出しの基本的なルールやリサイクルの過程などを分かりやすく説明した動画を公開している。

(キ) ごみ減量リサイクルクイズ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から講義形式の環境学習等の啓発活動を自粛し、令和2年（2020年）6月に熊本市公式 LINE アカウントを活用して、本市のごみの現状や分別方法などについて、LINE 上でクイズを行うごみ減量リサイクルクイズを実施している。なお、令和5年度（2023年度）は、全問正解者の中から抽選でエコバッグやカトラリーセットを配布した。

年 度	R2	R3	R4	R5
参加者数（延べ）	14,995	33,097	43,249	42,391
プレゼント申込者数	5,191	8,905	7,813	10,766
プレゼント数	500	500	500	500

⑬ 旧リサイクル情報プラザ（平成29年（2017年）4月1日廃止）

【目 的】 リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供することにより、ごみの減量やリサイクルを推進する。

【開 設 日】 平成9年（1997年）5月30日（ごみゼロの日）

【施設概要】 旧東部環境工場の管理棟を改修した施設である。

1階 …… 家具・家電品、衣類、本類のリサイクルマーケット。
（市民から無償で提供された不用品を展示し、希望者に無料で提供する。一部有料）

2階 …… 展示室
（ごみの現状とリサイクルの方法などをパネルとビデオで紹介）

【管理・運営】 平成24年（2012年）4月1日から指定管理者制度に移行し、指定管理者による管理・運営を行っていた。

【リサイクル講座】 段ボール箱で生ごみの堆肥づくり、着物のリメイク講座など9講座を開講。

【閉鎖日等】 旧リサイクル情報プラザ本館は、平成28年（2016年）熊本地震により被災し、使用できなくなったため、被害のなかったストックヤード（倉庫）のみ運用していたが、平成29年（2017年）4月1日をもって廃止し、令和2年（2020年）2月に解体した。跡地は有事の際、ボランティアセンター

になる予定。

(6) 地域への啓発推進活動（件数は令和5年度（2023年度）実績）

ごみ減量やリサイクルの推進には、市民に対する啓発活動は不可欠なものであり、より積極的に自治会等に出向き地域に密着した啓発活動を推進する係として、平成17年（2005年）4月、各クリーンセンターに啓発推進係を設置した。（平成26年（2014年）4月1日からは啓発推進班）

① 地域との連携

- 自治会長訪問、共同住宅管理者等への訪問 500 件
地域の代表である連合会長や自治会長、また共同住宅の管理者に連絡、訪問し、啓発推進班の業務内容について主旨説明を行うとともに、要改善ごみステーション問題などの相談を受けている。
- 町内自治会・校区連合会等の定例会への参加 3 件
自治会・連合会の定例会に参加し、具体的に各自治会が抱える問題に応じた対策の説明や、町内独自の啓発看板の作成や設置、ごみステーションの移設や廃止などの相談を受けている。また、各種団体や小・中学校での環境教育へも対象を広げて、積極的な啓発活動に取り組んでいる。

② ごみステーション管理・啓発

- 町内自治会が管理するステーションの監視・清掃 22 件
自治会が管理するステーションの管理・啓発活動の一環として、啓発推進班のパトロールやクリーンセンター作業班からの報告により、校区ごとに要改善ステーションを数カ所選定し、自治会と協働で監視や清掃を行っている。
- 要改善ステーションの把握・改善 356 件
定期的な巡回パトロールや作業班からの報告をもとにステーションの把握を行い、適正に管理されていない箇所については、その管理者と協議を行い改善に努めている。
- 新規ステーション調査 795 件
共同住宅等（アパートなど）の建築前や町内自治会がごみステーションを新設・移設・廃止などを行う場合、現地に赴き調査を行っている。

③ 苦情・相談等

- 苦情・相談対応 2,024 件（内訳 苦情：569 件、相談：1,455 件）
電話だけでは内容が把握できない場合、あるいは緊急性（次回の排出時に支障を来たす等）や危険性（業務中にけがや事故を引き起こす原因になりうる等）が予想される場合には、早急に現地を確認し、自治会長や減量美化推進員等の立会いのもと解決を図っている。

④ ルール違反ごみの間接的指導・啓発

- ルール違反シール貼付 7,760 件
分別が徹底されていないルール違反ごみ、市が収集しない排出禁止物、事業所ごみ等については、作業班の協力を得て「ルール違反シール」を貼付し、一定期間取り残し収集を延期することで違反者に対し改善を促している。
- 啓発用パンフレット及び文書の作成・配布（各世帯・事業所等）8 件
自治会等で抱える様々なごみ問題に対して、市・自治会協働で改善策を講じていくことと併せて、地域の事情に即した内容の啓発資料を作成し、各世帯・各事業所へ戸別に配布している。

- ステーション周知用看板の作成、設置 264 件
既存の周知用看板の設置のほかに、自治会と協議し、その地域特有の必要な事柄などを周知するオリジナル看板を作成し設置している。
- 各世帯への文書配布 0 件
町内自治会及び共同住宅管理者等から問題の集約を行い、各案件に応じた啓發文書を作成し、自治会長等には各世帯への配布を依頼している。

⑤ ルール違反ごみの直接的指導・啓発

- 事業所訪問 9 件
廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、事業所から出るごみは事業者自身が処理を行うこととされており、本市では事業所ごみの収集は行っていない。
しかし、未だ多くの事業所がごみステーションに排出している現状にあり、これらの事業所に対しては啓發文書を配布するほか、必要に応じて訪問し、適正な排出の指導や助言を行っている。
- 居住者訪問 77 件
悪質なルール違反のごみ排出者が確認できた場合には、自治会と連携して戸別訪問し指導及び啓発活動を行っている。

⑥ 不法投棄ごみ対応

- 不法投棄パトロール 8 件
不法投棄について、電話での苦情・相談、自治会長・減量美化推進員からの情報提供、収集員による連絡などを受けた場合には、事業ごみ対策課へ報告を行うとともに、現場確認などを行っている。
- 不法投棄の警察への通報 0 件

⑦ 委託業者指導

- 委託業者指導 61 件
収集委託地区での収集漏れなどについて、市民や減量美化推進員等からの通報・連絡があった場合には、委託業者に速やかに収集するよう連絡するとともに、同一ステーションの収集漏れが顕著な場合は、直接、委託業者に指導を行っている。
また、収集委託地区内での苦情、相談についても、受託業者との連絡調整により対応している。

2 資源リサイクルの推進

(1) 資源物の収集と再資源化の推進

① 資源物等の分別収集

「資源物」、「ペットボトル」、「紙」、「プラスチック製容器包装」及び「特定品目」の分別収集・選別・再資源化は、本市のごみ減量・リサイクル推進事業の中心施策である。

【事業の開始】 昭和 55 年度（1980 年）から補助事業として空きびん・空き缶を分別収集し、再資源化を開始。昭和 61 年度（1986 年度）から委託事業に移行した。

【対象品目の追加等】

昭和 55 年度（1980 年度） 空きびん・空き缶を月 1 回収集で開始。
 昭和 61 年度（1986 年度） 収集品目の見直しを実施し、段ボールを追加し収集回数を月 2 回とする。
 昭和 63 年度（1988 年度） 新聞紙、雑誌を追加。
 平成 4 年度（1992 年度） 紙箱、包装紙を追加。
 平成 10 年度（1998 年度） リサイクルに重点を置いたごみ出しルールへの変更。
 古紙の収集を直営による週 1 回収集に変更。ペットボトルを追加。
 平成 13 年度（2001 年度） ペットボトルだけを収集する日を設定（10 月）。
 平成 22 年度（2010 年度） プラスチック製容器包装の分別収集を開始（10 月）。
 平成 26 年度（2014 年度） 蛍光灯等「特定品目」の分別収集を開始（10 月）。
 令和 2 年度（2020 年度） 充電電池・ボタン型電池を「特定品目」に追加（7 月）。
 令和 3 年度（2021 年度） 電池類が取り外せない小型家電製品を「特定品目」に追加（4 月）。

資源物等の分別収集状況

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
資源化処理量(t)	28,166	32,647	32,398	32,315	30,887
前年度比(%)	108.8	115.9	99.2	99.7	95.6
リサイクル量(t)	24,594(87)	29,183(89)	28,810(89)	28,715(89)	27,541(90)
カレット	3,055(11)	3,341(10)	3,180(10)	3,187(10)	3,067(10)
金 属	1,092(4)	1,367(4)	1,353(4)	1,465(5)	1,435(5)
古 紙	12,932(46)	15,944(49)	16,028(49)	15,670(48)	14,559(47)
古 着	963(3)	1,103(3)	1,050(3)	1,001(3)	948(3)
電 池 類	138(0)	159(1)	155(0)	166(0)	240(1)
ペットボトル	1,666(6)	1,766(5)	2,018(6)	2,115(7)	2,188(7)
プラスチック製 容器包装	4,705(17)	5,167(16)	4,715(15)	4,807(15)	4,819(16)
蛍光灯等	43(0)	46(0)	39(0)	39(0)	35(0)
固形燃料化	—	290(1)	272(1)	265(1)	250(1)
残さ量(t)	3,572(13)	3,464(11)	3,589(11)	3,486(11)	3,085(10)
可燃残さ	2,082 (7)	1,903(6)	2,305(7)	2,194(7)	1,938(6)
不燃残さ	1,415 (6)	1,492(5)	1,284(4)	1,292(4)	1,147(4)

注）・四捨五入しているため、合計があわない場合がある。

- ・（ ）内は資源化処理量に占める割合（％）
- ・金属には、ガス缶・スプレー缶を、蛍光灯等には、水銀体温計・水銀血圧計を含む（特定品目）。
- ・残さ量には、可燃残さ、不燃残さの他、付着水分量も含む。

【家庭ごみリサイクル率】

$$\text{リサイクル率(\%)} = (\text{家庭由来のリサイクル量} + \text{市民リサイクル活動回収量}) \div (\text{家庭ごみ排出量} + \text{市民リサイクル活動回収量}) \times 100$$

家庭ごみリサイクル率の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
市民リサイクル活動回収量(t)	5,436	3,998	3,614	3,295	2,981
家庭由来のリサイクル量(t)	31,212	35,910	35,475	33,934	32,878
家庭ごみ排出量(t)	146,057	152,099	155,668	152,124	146,041
家庭ごみリサイクル率(\%)	24.2	25.6	24.5	24.0	24.1

② 使用済み電池類の回収

当初、乾電池に含まれる水銀による環境汚染が社会問題となったため、水銀の回収を目的として、昭和 59 年度（1984 年度）から回収事業を開始。

現在、製造されている乾電池には水銀が使われていないが、乾電池に内包されている亜鉛やマンガン等を回収して工業原料として利用することができることからリサイクルを継続している。

また、令和 2 年（2020 年）7 月よりボタン型電池・充電電池を、令和 3 年（2021 年）4 月よりモバイルバッテリー・加熱式タバコ等を対象品目に追加し、特定品目として分別収集している。

分別収集された使用済み電池類は、ドラム缶に一時保管したあと、委託業者のリサイクル施設に運搬し、処理を行っている。

使用済み電池類処理実績

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
処理量 (kg)	141,780	148,650	157,490	155,330	134,210

③ 埋立ごみ選別によるリサイクル

最終処分場に搬入される埋立ごみのうちリサイクル可能なものは選別を行い、ごみの減容による施設の延命化を図っている。選別されたもののうち、金属については、平成 17 年（2005 年）11 月より売却しており、金属リサイクルを進めている。また、使用済み小型家電については、平成 31 年（2019 年）4 月より選別を行い、レアメタル等のリサイクルを行っている。

埋立ごみからの金属回収量の実績

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
回収量 (t)	915	1,099	1,013	834	726

使用済み小型家電回収量の実績

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
回収量 (t)	931	1,061	932	883	886

④ 生ごみの分別収集モデル事業

生ごみのリサイクルは、焼却ごみの減量や資源の有効活用などの観点から極めて重要な課題である。本市では、生ごみの分別収集の頻度や出し方、リサイクルの手法などを検討するため、自治会の協力の下に約 750 世帯を対象にモデル事業を実施した。平成 22 年（2010 年）2 月 18 日から 3 月 29 日（前期）、同 8 月 2 日から 9 月 30 日（後期）の期間中、燃やすごみの収集日に協力世帯から分別排出された生ごみを収集し、バイオプラザお

きしんに搬入して堆肥化処理を行った。

しかし、モデル事業を通して、ごみステーションでの臭気、収集頻度や収集日の設定、処理施設の建設に伴う経費の問題などの課題があることが判明したため、全市での事業実施をしないこととした。

モデル事業による生ごみの収集量及び処理量

	生ごみ収集量	堆肥化施設への投入量	残さ量（残さ率）
前期	10,930kg	10,290kg	640kg（5.9%）
後期	7,860kg	7,210kg	650kg（8.3%）

⑤ 資源物等の持ち去り対策

市が収集する前に、第三者が新聞紙・チラシやアルミ缶などをごみステーションから持ち去る行為によって、市民の分別意欲の低下や“市が行う一般廃棄物の処理・リサイクル”への信頼の低下が懸念され、ひいては、ごみの減量・リサイクルが停滞することも危惧される。このため、平成19年（2007年）3月に『熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』を改正し持ち去り行為に対する禁止規定及び罰則規定を設け、その後、持ち去られた資源物等の譲受け（買取）禁止の規定及び氏名等の公表に関する規定も追加した。また、条例改正とともに早朝パトロールを開始し、現在は熊本市資源物等持ち去り防止指導員（会計年度任用職員）8名体制で実施している。

また、平成30年度から持ち去りを防ぐ環境づくりの一環として「持ち去り禁止意思表示袋」の作成・配布を行っている。令和5年度（2023年度）は自治会等81団体の約11,800世帯に配布した。使用後のアンケートでは約92%の方から「効果がある」と回答を得ている。

（条例改正、パトロール体制の変遷）

- ・平成19年3月 条例改正。持ち去り行為に対する禁止規定及び罰則規定を設定。
禁止規定の施行後当初は、市職員及び委託業者の体制で早朝パトロールを実施。（平成19年10月1日禁止規定施行、平成20年4月1日罰則規定施行）
- ・平成21年度 市職員及び熊本市資源物等持ち去り防止指導員（会計年度任用職員）4名の体制で早朝パトロールを実施。
- ・令和元年度 警備会社（1日最大8名）による早朝パトロールを実施。
- ・令和2年3月 条例改正。持ち去られた資源物等の譲受け（買取）禁止や、条例違反者の氏名等の公表規定等を設定。（令和2年10月1日施行）
- ・令和3年度 警備会社のパトロール業務委託を廃止し、熊本市資源物等持ち去り防止指導員を8名に増員。

持ち去り行為者に対する指導及び逮捕・告発件数

件数は延べ数

年度／項目	R1	R2	R3	R4	R5
ごみステーションにて持ち去り行為を確認した者	1,046件	769件	656件	655件	562件
(1) うち口頭注意をした者	814件	552件	485件	534件	471件
(2) うち勧告書を交付した者	9件	10件	17件	13件	5件
(3) うち禁止命令を受けた者	7件	3件	16件	13件	11件
(4) うち氏名公表を行った者	－件	0件	3件	8件	6件
(5) うち警察に逮捕された者	1件	0件	1件	1件	1件
電話等による情報提供件数	323件	637件	648件	656件	455件

※ 条例改正後から令和5年度末までの逮捕者数の総計は12名。

※ 令和2年度（2020年度）からLINE通報を追加。

3 ごみのないまちづくりの推進

(1) 市民・事業者と一体となった環境美化活動の展開

① 総合的な施策

(ア) まち美化車の活用

町内やごみステーション等の美化を推進するため、まち美化車（月曜：平ボディー車1台・パッカー車2台、火～金曜：平ボディー車1台、土曜：平ボディー車2台）でルール違反ごみや清掃ごみなどの収集にあたっている。

(イ) 町内一斉清掃の実施

昭和50年度（1975年度）から、年2回（6月の第1日曜日と10月の第4日曜日）、町内自治会などに呼びかけて地域の道路や公共の場所の清掃を一斉に行っている。清掃ごみの収集には直営車両及び燃やすごみの委託車両で対応している。

(ウ) 地域清掃やボランティア清掃の推進

町内自治会や各種団体が自主的に実施する地域清掃やボランティア清掃は、今後とも推進していく必要があり、清掃ごみの収集については、申し出によりまち美化車で随時対応している。

② 減量美化功労者の表彰

昭和50年度（1975年度）から、地域における生活環境の改善に取り組み、清潔で住み良い街づくりに功績のあった市民（個人・団体）を清掃功労者として表彰してきた。

平成4年度（1992年度）からは、新たにごみ減量・リサイクルの推進に功績のあった個人・団体も表彰の対象とし、平成5年度（1993年度）には、名称も減量美化功労者と変更した。

なお、令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、表彰式を中止し、個別に表彰状及び記念品を送付した。

減量美化功労者表彰実績

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
個 人	80	80	76	85	61
団体数	8	10	13	12	9

③ ごみのない街を創る条例

空き缶やたばこの吸い殻などの散乱を防止するには、市民の消費マナーと販売店の回収を向上させることが必要であり、市民・事業者と一体となった取組を行うことで、ごみのない美しい街を創ることを目的とした条例を平成12年（2000年）4月1日に施行した。

散乱状況の調査の結果、空き缶やペットボトルだけでなく、スナック菓子やハンバーガーの袋などコンビニエンスストアやファストフードショップで販売されたと思われる散乱物が多数見られたことから、自動販売機だけでなく、これらの事業者を含めて散乱防止を図ることとしていること、さらに市民が主体となって美化に参加する美化協定を設けていることが特色である。

美化協定締結団体一覧表（各年度末締結団体数）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
団体数	60	62	67	69	68
新規協定 締結団体数	2	2	5	2	0

④ 放置自動車防止条例

市民の安全で快適な生活環境の維持を図るため、公共用地に放置された自動車を適正かつ迅速に処理するとともに、発生を未然に防止することを目的とした「熊本市放置自動車防止条例」を平成 14 年（2002 年）3 月に制定し、同年 4 月 1 日に施行した。

【対 象 区 域】 市の公共用地及び国、県が管理する公共用地。

【対 象 車 両】 道路運送車両法に規定された自動車及び原動機付自転車。

【条例の特徴】

- ・放置自動車の所有者に撤去勧告、命令を行い、これに従わない者に対しては、罰則（20 万円以下の罰金）の規定が定められている。
また、放置した者には、市が過料（5 万円以下）を課す。
- ・所有者が特定できないものは、市長の諮問機関である「放置自動車対策協議会」に廃物判定を諮り、廃物認定されたものは廃棄物として処理する。
- ・所有者が特定できない場合で、自動車としての本来の機能を有していないもの（車両番号標（ナンバープレート）や車台番号等がなく、エンジン、タイヤ、ハンドル等がないもの）は、同協議会の判定を経ずに市が即時廃物認定を行い廃棄物として処理する。

放置自動車の台数（各年度末の放置自動車台数）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
台 数	14	13	20	16	14

⑤ 落書き消し活動支援

平成 14 年（2002 年）当時は、市街地を中心に落書きが増加傾向にあり、また、放置していると新たな落書きの原因になるため、落書きに対する対策が求められていた。そこで、市民のボランティアからなる「落書き消し隊」を結成し、落書きの消去活動を実施した。

この「落書き消し隊」の活動を契機に、地域における消去活動の輪が広がってきたため、落書き消去市民ボランティア活動支援事業として用具の貸出制度を平成 16 年（2004 年）に創設した。

現在では、大規模な落書きは見られなくなったが、単発的な落書きは発生しているため、地域による自主的な落書き消去に対して、活動を支援している。

落書き消去市民ボランティア参加者数

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
団体数	0	0	0	0	0
参加者数	0	0	0	0	0

⑥ 路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例

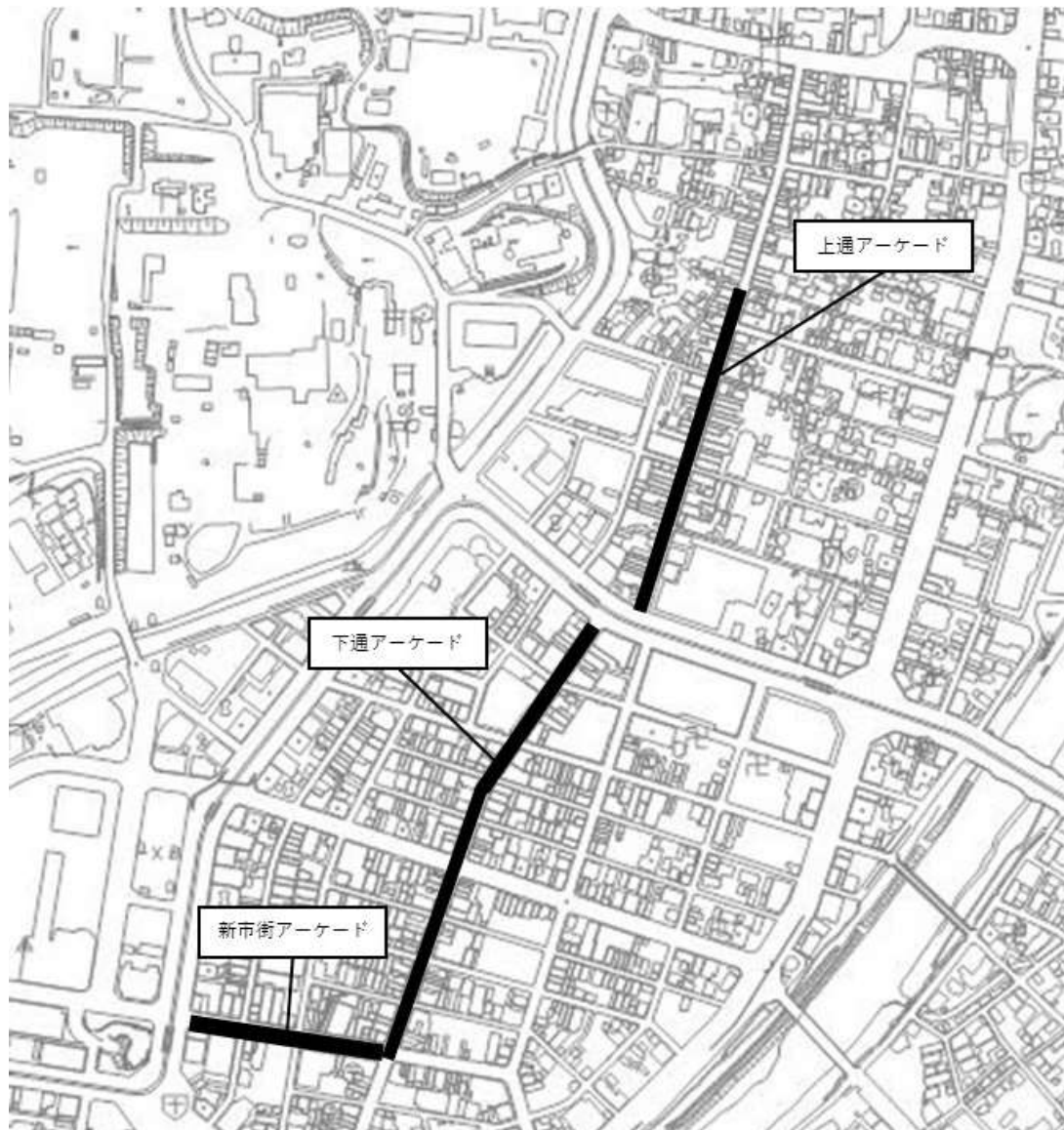
平成 19 年（2007 年）が熊本城築城 400 年の記念すべき年であること、また観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図る必要があることから、「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」が熊本市議会により提案、制定され、同 7 月 1 日に施行された。

また、同年 8 月 1 日から、「上通、下通、新市街のアーケード内」を路上喫煙とポイ捨てを禁止する路上禁煙区域及び美化重点推進区域として指定し、平成 20 年（2008 年）4 月 1 日から区域内での条例違反者に対する罰則（過料額 1,000 円）の適用を開始した。

【条例による規制内容】

	区 域	規制の内容	罰 則
路上喫煙	市内全域 (路上禁煙区域を除く)	歩行中や吸い殻入れのない 場所では路上喫煙をしない よう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域 上通、下通、新市街のアーケード内	路上喫煙は禁止	過料（1,000 円）
ポイ捨て	市内全域 (美化重点推進区域を除く)	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域 上通、下通、新市街のアーケード内	ポイ捨ては禁止	過料（1,000 円）

【路上禁煙区域及び美化重点推進区域】



⑦ ボランティアシール制度

平成 21 年度（2009 年度）から制度開始。

ルール違反ごみを再分別して出し直す場合や道路、公園その他公共の場所を清掃したごみを出す場合に燃やすごみや埋立ごみの有料指定袋を使用せず、透明ビニール袋（容量は 450 まで）にボランティアシールを貼ってごみステーションに出すことができる制度である。

ボランティアシールの交付申請は区役所総務企画課にて受け付けており、原則として、自治会長からの申請が必要となる。ただし、自治会長の承認を受けた場合に限り自治会長以外の方も申請ができる。（例：老人会や子供会等の地域団体）

【交付枚数（1 回の申請につき）】

- ・自治会長が交付申請をする場合 … 交付上限 200 枚
- ・自治会長以外の方が交付申請をする場合 … 交付上限 50 枚

【ボランティアシール交付枚数】

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
交付枚数	42,380	44,580	46,670	36,070	41,421

校區 No. 1

池田・黒髪（3号線の西側）・壺川
清水・城北・高平台

①決まったごみを
②決まった日に
③決まった場所に出す

ごみ出し
3原則

令和6年(2024年)3月の収集日

日	月	火	水	木	金	土
					1 ペットボトル 特定品目	2 ペットボトル 特定品目
3	4	燃やすごみ	5 燃やすごみ	6 燃やすごみ	7 燃やすごみ	8 燃やすごみ
10	11	燃やすごみ	12 燃やすごみ	13 燃やすごみ	14 燃やすごみ	15 燃やすごみ
17	18	燃やすごみ	19 燃やすごみ	20 燃やすごみ	21 燃やすごみ	22 燃やすごみ
24	25	燃やすごみ	26 燃やすごみ	27 燃やすごみ	28 燃やすごみ	29 燃やすごみ
31						30 燃やすごみ

収集日の
朝8時30分
までに出してください!!

便利な「ごみカレンダーアプリ」
いつ、どのように
ごみを出したら良いか
品目ごとに検索可能

↑iOS版はこちら
英語、中国語にも対応!

↑Android版はこちら

燃やすごみ(有料)

紙

プラスチック製
容器包装

資源物

ペットボトル

特定品目

埋立ごみ(有料)

大型ごみ(有料)

市が収集しないごみ

資源物の拠点回収

お知らせ

月・木……………P.8

水……………P.9

火……………P.10

第2・第4の金…P.11

第1・第3の金…P.11

第1・第3の金…P.12

第2・第4の火…P.13

事前申込制 ……P.13

……………P.14

……………P.15

……………P.16~18

家庭ごみ・資源収集カレンダーは熊本市ホームページでも確認できます。

パソコン <https://www.city.kumamoto.jp/>

携帯版 <https://www.city.kumamoto.jp/DefaultM.aspx>

家庭
ごみ・資源収集カレンダー

熊本市配布文書 第1号